

平成26年6月
定例教育委員会会議

会議録

平成26年6月11日開催

会 議 録

開催日時	平成26年6月11日（水）			午後3時30分 開会 午後4時17分 閉会																																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																																			
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一， <small>委員長職務代理者</small> 齊藤 芳儀，委 員 金谷 和文 委 員 中島 智子，教育長 小池 語朗																																		
	事務局	説 明 員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">田澤 清一</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">野村 斉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林 和也</td> <td>社会教育部次長</td> <td>南 尚貴</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>金子 圭一</td> <td>社会教育部次長</td> <td>森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>片岡 晃恵</td> <td>博物館長</td> <td>瀬川 拓郎</td> </tr> <tr> <td>学校施設・適正配置担当課長</td> <td>和田 英邦</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>林上 敦裕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課長</td> <td>富山 剛</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課主幹</td> <td>西野 明子</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	野村 斉	学校教育部次長	林 和也	社会教育部次長	南 尚貴	学校教育部次長	金子 圭一	社会教育部次長	森山 素子	学校教育部次長	片岡 晃恵	博物館長	瀬川 拓郎	学校施設・適正配置担当課長	和田 英邦			教職員担当課長	林上 敦裕			学校保健課長	富山 剛			学校保健課主幹	西野 明子		
	学校教育部長	田澤 清一	社会教育部長	野村 斉																																
学校教育部次長	林 和也	社会教育部次長	南 尚貴																																	
学校教育部次長	金子 圭一	社会教育部次長	森山 素子																																	
学校教育部次長	片岡 晃恵	博物館長	瀬川 拓郎																																	
学校施設・適正配置担当課長	和田 英邦																																			
教職員担当課長	林上 敦裕																																			
学校保健課長	富山 剛																																			
学校保健課主幹	西野 明子																																			
事務局	職 員	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏																																		
傍 聴 者	0人																																			
公開・非公開の別	一部非公開																																			
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・議案第3号 旭川市科学館協議会委員の任命について ・議案第4号 旭川市博物館協議会委員の任命について ・報告第1号 旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 永山中学校における事故について (2) 旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の設置について (3) 道立高等養護学校の誘致について (4) 旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルの作成について (5) 東旭川学校給食共同調理所改築事業に係るアドバイザー業務の請負事業者の決定について (6) 旭川市博物館に係る訴訟について 																																			

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成26年6月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、中島委員、小池教育長を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成26年4月定例教育委員会会議（平成26年4月16日開催）及び平成26年5月定例教育委員会会議（平成26年5月19日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、平成26年4月定例教育委員会会議及び平成26年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、平成26年4月定例教育委員会会議及び平成26年5月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第3号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（6）「旭川市博物館に係る訴訟について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市科学館協議会委員の任命について」、議案第4号「旭川市博物館協議会委員の任命について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（6）「旭川市博物館に係る訴訟について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
教職員担当課長	<p>議案第1号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p> <p>議案第1号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明します。</p> <p>本件につきましては、北海道において道立学校の教職員が職務に専念する義務の免除について、これまで北海道教育委員会の教育長が承認することとしてきたものの一部を道立学校の校長が行うこととするため、北海道の規則が改正されたことに伴い、本市においても同様の取扱いとするため、</p>

		旭川市立学校管理規則の一部を改正しようとするものです。
		また、併せまして、準教科書及び教材に係る規定について、北海道の規則改正を基に必要な文言の整理を行おうとするものです。
		主な改正内容といたしましては、これまで旭川市教育委員会の教育長が職務専念義務の免除について承認してきたもののうち、学校の教育活動に位置付けられている大会等を運営する団体の業務に関わるもの、例えば、高体連の審判などの役員となる場合ですが、校長が承認することができるよう規定を追加するものでございます。
委 員 長		議案第1号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
		準教科書については、「採択」という言葉から「選定」という言葉になるのですね。
林学校教育部次長		はい。そのとおりです。
委 員 長		他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
委 員 長		それでは、議案第1号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員		異議ありません。
委 員 長		「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。
		次に、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明願います。
教職員担当課長		議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、説明します。
		本件につきましては、ただいま御決定いただきました、議案第1号の旭川市立学校管理規則の一部改正において、教職員の職務専念義務の免除について、これまで教育長が承認することとしてきたものの一部を校長が行うこととするため、承認を受けようとする際の手続について変更する必要があることから、旭川市立学校職員服務規程の一部を改正しようとするものです。
		改正内容といたしましては、職務専念義務の免除の承認を受けようとする際、これまで教育長に書類を提出してきたもののうち、学校の教育活動に位置付けられている大会等を運営する団体の業務に関わるもの、先ほども申しましたが、例えば、高体連の審判などの役員となる場合ですが、校長に書類を提出するよう規定を追加するものでございます。
委 員 長		議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員		ありません。
委 員 長		それでは、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各 委 員		異議ありません。
委 員 長		「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり決定します。
		次に、報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」、報告願います。
林学校教育部次長		報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」、報告します。
		本委員会は、旭川市特別支援教育推進委員会規則に基づき設置している委員会といたしまして、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図ることを目的に、医師、学識経験者、関係行政機関の職員及び関係教育機関の職員等により構成されております。
		委員の任期は、旭川市特別支援教育推進委員会規則により2年間と定め

られており、5月31日付けで任期満了となったことから、改選を行ったものでございます。

改選した委員の任期につきましては、平成28年5月31日までの2年間となります。

委員数につきましては、今年度の事業の実施予定や前任期までの活動実績などを踏まえ、対前任期比5名減の71名としておりますが、うち2名につきましては、推薦を依頼している関係団体の事情等により5月中に推薦者を決定することができなかったことから、今後関係団体から推薦をいただいた後に別途選任することとし、今回は69名の委員について選任いたしました。

なお、改選に当たり再任及び新任の委員数は、医師につきましては、再任3名、学識経験者につきましては、再任2名、新任1名、関係教育機関の職員につきましては、再任42名、新任16名、児童福祉施設の職員につきましては、新任2名、関係行政機関の職員につきましては、再任3名、合計は、再任50名、新任19名となっております。

また、男女別では男性47名、女性22名となっております。

委員長 報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。

中島委員 この方々は、在任期間中にどういうことを、どのくらいの頻度で、どのような形で、何をされるのですか。

林学校教育部次長 委員会の中にはいくつかの部会がありまして、その中でも地域教育相談部会の業務が一番重く、小学校に入学するお子さんたちの状況を見て、特別支援学級への入級や、特別支援学校への入学が望ましいかということを検討しています。

中島委員 就学時健診の際にもそういった方がいますよね。

林学校教育部次長 就学時健診から相談につながり、その相談を受けることが一番大きな業務です。場合によっては医師なども含めて検討する会議を行うこともあります。基本的には学校の先生方が相談を受けることが中心となっております。

中島委員 そこで相談を受けるのであれば、相談に必要な知識などを研修する機会はあるのですか。

林学校教育部次長 基本的には特別支援学級などを担当する先生方を中心に就任いただいておりますので、皆さん経験がある方です。

中島委員 分かりました。

委員長 他に御意見、御質問等がありますか。

各委員 ありません。

委員長 それでは、報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各委員 異議ありません。

委員長 「異議なし。」と認め、報告第1号「旭川市特別支援教育推進委員会委員の選任（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。

片岡学校教育部次長 報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。

平成26年5月13日付けから平成26年6月3日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第2号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。

主なものといたしましては、6月1日付けの事務補助臨時的任用職員の任用によるものとなっております。

委員	長	報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員	委員	ありません。
各委員	委員	それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各委員	委員	異議ありません。
	委員	「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
		《 報告事項 》
委員	長	それでは、報告事項に入ります。
学校施設担当課長		報告事項（1）「永山中学校における事故について」、報告願います。
		報告事項（1）「永山中学校における事故について」、報告します。
		本件は、本年5月20日午前7時50分頃、永山中学校に勤務する相手方の車両が、当該校の駐車場出入口の排水溝上を通過した際、排水溝の鉄製の蓋、一般的にはグレーチングと言われているのですが、そのグレーチングが弾みで跳ね上がり、相手方車両を破損した事故でございます。
		過失の割合は、市が100%でございます。損害賠償の額を車両修理に要した費用及び代車の貸借に要した費用の合計額26万7,161円と定め、6月4日に市長が専決処分をし、同日に示談が成立しております。
		本件につきましては、学校施設の管理の瑕疵による事故であり、今後におきましては、より一層、学校施設の安全管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。
		なお、この件につきましては、第2回定例市議会におきまして報告することとなっております。
委員	長	報告事項（1）「永山中学校における事故について」、御意見、御質問等がありますか。
各委員	委員	ありません。
各委員	委員	それでは、報告事項（1）「永山中学校における事故について」は、報告を受けたこととします。
		次に、報告事項（2）「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の設置について」、報告願います。
適正配置担当課長		報告事項（2）「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の設置について」、報告します。
		旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会につきましては、平成17年5月に策定いたしました、旭川市立小・中学校適正配置計画の計画期間が今年度をもちまして終了することから、旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会設置要綱のとおり、平成27年度以降の新しい適正配置計画を策定するに当たりまして、市内小・中学校の適正規模や適正配置の在り方について意見等をいただくため設置しようとする私的諮問機関でございます。
		構成員につきましては、報告事項（2）資料の旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会構成員名簿のとおりでございます。学識経験者、教育関係者等10名のほか、公募による構成員3名を合わせ、計13名でございます。
		この懇談会の第1回の開催につきましては、7月1日を予定しており、本市における適正規模の考え方や、小・中学校の小規模化に係る課題、あるいは適正規模化に当たり配慮すべきこと等について、今後6回程度の会議を開催し、年内を目処に意見の取りまとめをしていただく予定です。
		その後、教育委員会事務局内において、いただいた意見を踏まえながら計画の素案を作成して、パブリックコメントを実施し、今年度末頃を目処にパブリックコメントの集約を行った後、計画案を整理し、最終的な計画

		を策定する予定でございます。	
		なお、今後の懇談会での議論経過をはじめ、進捗状況等につきましては、適宜、御報告したいと考えております。	
委員	長	報告事項（２）「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の設置について」、御意見、御質問等がありますか。	
教育	長	議会の中でも質疑がありまして、小中学校の校区がずれている問題や、市内全体に均等に学校が配置されていない現状などを踏まえて、将来を見据えた適正配置とすべきだという指摘もありましたので、当然ながらそういったことについても今後の会議の中で論議していくことになると思います。	
委員	長	他に御意見、御質問等がありますか。	
各	委員	ありません。	
委	員	それでは、報告事項（２）「旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会の設置について」は、報告を受けたこととします。	
		次に、報告事項（３）「道立高等養護学校の誘致について」、報告願います。	
林	学校教育部次長	報告事項（３）「道立高等養護学校の誘致について」、報告します。	
		6月3日の北海道教育委員会会議におきまして、平成27年度公立特別支援学校配置計画案が公表されましたので、その内容について報告します。	
		知的障害特別支援学校高等部（職業学科設置校）の配置の見直し中、道北区分における平成28年度の見直しといたしまして、「3学級相当の間口の確保を検討」と位置付けられたところであります。	
		この計画案につきましては、7月11日と8月11日の両日、上川総合振興局での2回の地域説明会を経まして、9月上旬に決定されるものであります。その時点では具体的な開設場所等が正式に示されることとなります。	
		計画案では旭川市という地名は掲載されておりませんので、最終決定まで上川地方総合開発期成会、本市の単独要望の中で要望活動を継続していくこととなりますが、北海道教育委員会としては、この3学級については新設で通学型という説明をしておりますことから、事実上本市への設置が決定したものと受け止め、今後、聖園中学校の改修に向けた補正予算の計上など、開設に向けた準備作業を進めてまいります。	
委員	長	報告事項（３）「道立高等養護学校の誘致について」、御意見、御質問等がありますか。	
教育	長	こういった抽象的な書き方にはなっていますが、現在、道北圏において名乗りを上げているのは旭川市しかありませんので、他市町村と競合することはないと思います。併せて、道教委に確かめたところ、地域説明会の中では、保護者や学校関係者からどこに設置するのか、どういう考え方なのかという具体的な質問があれば、旭川市の聖園中学校跡地という答弁をすることになるということをお聞きしておりますので事実上は決定していると思っております。しかし、今の段階ではこういう書き方になっておりますので、それがはっきりするまでは気を緩めることはできないと考えています。	
斉	藤	委員	平成28年度の見通しが他の地域も同じような書き方になっていますが、全部同時に行われるのですか。
教	育	長	平成28年度の内容については、そういうことになると思います。やはり生徒数が増えているという認識があるのだと思います。
中	島	委員	間口を確保するに当たって、場所は確保されているという想定ですよね。
教	育	長	はい。
中	島	委員	知的障害の特別支援学校ということですが、職業訓練については考えているのですか。
教	育	長	当然カリキュラムの中に各種職業訓練が盛り込まれます。

中 島 委 員	知的障害と肢体不自由を併せ持っている場合は、どちらが優先されるのですか。
教 育 長	旭川市の場合は、知的障害の高等養護学校です。
中 島 委 員	発達障害は含まれるのですか。
林学校教育部次長	高等養護学校の入学要件として、障害者手帳や療育手帳を持っていることだけが要件ではありませんで、医師の診断等があればそういった方も受け入れられると思います。
教 育 長	先日、美深高等養護学校あいべつ校の開校式に来賓として出席したのですが、お茶を出してくれるなどの対応や在校生の誓いの言葉も健常者と同じように行っていました。1か月の間でも訓練をすれば対応できるということがよく分かりました。
中 島 委 員	就労支援を受けている子どもたちが対応していると思います。
教 育 長	軽度といわれる子どもたちだと思います。
中 島 委 員	重度の子どもたちは卒業後の受入れを含めてどうするのですか。
教 育 長	重度と軽度がありますが、旭川市は両方対象となりますよね。
林学校教育部次長	はい。ただ、通学型の学校ですので、どちらかというと比較的軽い子どもたちのための学科になると思います。
中 島 委 員	そうすると重度の子どもたちはどうなるのですか。
林学校教育部次長	美深高等養護学校などには重度の子どもたちを受け入れる学科があります。旭川市には自力で通学が可能な比較的軽い子どもをイメージしています。
中 島 委 員	スクールバスなどは考えているのですか。
教 育 長	考えていません。
中 島 委 員	公共交通機関などを利用して自力で通学できることが条件なのですね。
教 育 長	はい。美深高等養護学校あいべつ校は駅から学校までスクールバスを走らせています。
委 員 長	他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
委 員 長	それでは、報告事項（３）「道立高等養護学校の誘致について」は、報告を受けたこととします。
学校保健課主幹	次に、報告事項（４）「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルの作成について」、報告願います。
	報告事項（４）「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルの作成について」、報告します。
	本マニュアルの作成につきましては、平成２４年１２月に、東京都調布市において、アレルギー疾患のある児童が給食後アナフィラキシーショックの疑いにより死亡する事故があり、この事故を受けまして、平成２６年３月に文部科学省において、有識者会議による最終報告がまとめられたことや、本市においてもアレルギー発症による緊急搬送の報告があること、また、アナフィラキシーショックの緊急時の対応として処方されますエピペンを持している児童生徒が１４名おりますことから、アレルギー疾患のある児童生徒を正確に把握し、日常時、緊急時の対応について、学校と保護者が共通理解を図り、全職員が正しい認識を持ち、学校において適切な指導がされるよう、学校、市教委、医療機関等の連携による取組を推進することを目的として作成することといたしました。
	内容につきましては、アレルギーの仕組みや、日常時、緊急時の対応、学校給食における食物アレルギーの対応などを考えております。
	本マニュアルの作成に当たりましては、旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアル作成検討懇話会を設置することとし、構成員は学校医、学校薬剤師、学校長、養護教諭、栄養教諭の１０名以内としたいと考えております。
	本懇話会につきましては、市教委内部の事務処理と位置付けまして、委

		<p>員の公募及びパブリックコメントは行わないことといたします。</p> <p>懇話会の会議につきましては、7月、10月、12月の3回の開催を予定しており、その後懇話会からの意見を踏まえまして、平成27年1月には本マニュアルを作成したいと考えております。</p> <p>また、エピペンの実技を含めたアレルギー対応講習会を平成26年3月に学校長を対象に開催いたしました。第2回の講習会を、7月に教頭、養護教諭等を対象として、講師を旭川市医師会の小児科の医師に依頼し、開催する予定であります。</p>
委 員 長		<p>報告事項(4)「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルの作成について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員		<p>ありません。</p>
委 員 長		<p>それでは、報告事項(4)「旭川市立小中学校におけるアレルギー対応マニュアルの作成について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係るアドバイザー業務の請負事業者の決定について」、報告願います。</p>
学校保健課長		<p>報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係るアドバイザー業務の請負事業者の決定について」、報告します。</p> <p>東旭川学校給食共同調理所の改築につきましては、設計と建設の一括発注を行うDB方式により改築整備計画を進めておりますので、設計・建設の前段階で必要とされる学校給食調理施設仕様書等に関する「要求水準書」作成の支援を行うアドバイザー業務を行う事業者を公募により募集したところ、2事業者から参加表明があり、5月20日にヒアリング、提案内容の審査を行い、受託事業者としてパシフィックコンサルタンツ株式会社を選定したところです。</p> <p>審査基準として、PFI等事業の業務実績に関すること、アドバイザー支援業務取組に関すること、コミュニティ施設としての給食施設の在り方や地中熱ヒートポンプ等の再生可能エネルギー活用策などのテーマに関すること、見積価格に関することの4項目について点数制で審査を行い、給食センター等の事業実績の豊富さ、地中熱ヒートポンプに対する知見、地域コミュニティや食育施設としての在り方等の提案を高く評価して、パシフィックコンサルタンツ株式会社に決定したところです。</p> <p>アドバイザー業務受託事業者が選定されましたので、今後、設計・建設施工一括発注を見込んだ改築の「要求水準書」や事業者選定等の実施要項の作成作業を進めていくこととなります。</p> <p>当面のスケジュールとしては、アドバイザー業務受託事業者からの要求水準書に関する提案を受け、東旭川学校給食共同調理所改築ワーキンググループでの検討協議を進め、市の予算要求に反映していくために、本年10月までには、全体事業費の積算、施設設備の機能・調理機器等に関する要求水準書の作成や、これを踏まえた実施方針策定に向けた準備を行っていくこととなります。</p>
委 員 長		<p>報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係るアドバイザー業務の請負事業者の決定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
教 育 長		<p>全体行程表の文科省交付金(道教委)については、平成28年度要望、平成29年度申請となっておりますが、このような日程になりますか。</p>
学校保健課長		<p>この部分については、不確定要素ですので、アドバイザー業務受託事業者に研究してもらおうこととなります。</p>
教 育 長		<p>それにしても、要望は平成27年度中でないとおかしいと思います。申請についても、平成28年度の冒頭ではないでしょうか。まだ未確定なものであり、どういった交付金が見えるのかも分かっていない状況でそういった記載にしているのかもしれませんが、流れとしては平成28年度の申請だと思います。</p>
委 員 長		<p>まだはっきりしていないのでこのような位置付けなのだと思いますが、</p>

教	育	長	<p>早めに対応するつもりで事務局も備えてください。</p> <p>平成28年度冒頭というよりは、契約締結の前段で予算が確定していなければおかしいこととなりますので、12月の定例市議会の前になる気がします。どんな交付金が見えるかなどの調査もこれからでしょうが、早め早めに対応をお願いしたいと思います。</p>
委 各 委	員 委 員	長 員 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項(5)「東旭川学校給食共同調理所改築事業に係るアドバイザー業務の請負事業者の決定について」は、報告を受けたこととします。</p>
《 そ の 他 》			<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p>
委 各 事	員 委 局	長 員 職	《 秘 密 会 》
委	員	長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p> <p>【以下、非公開】</p>